

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 規 則

○財務規則の一部を改正する規則

(会計課)

一

ページ

## 規 則

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十七号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第九十六条第二項に次の一号を加える。

六 特定調達契約につき特例政令第十条第一項の規定による一般競争入札により契約を締結しようとする場合にあつては、同条第五項各号に掲げる事項

第百一条に次の一項を加える。

2 特定調達契約につき特例政令第十条第一項の規定による一般競争入札に付する場合の予定価格は、前項の規定にかかわらず、当該一般競争入札に付する物品等又は特定職務の種類ごとの総額を

当該物品等又は特定職務の種類ごとの需要数量で除した金額をもつて定めなければならない。

第百五条の二第一項及び第百六条第三項中「準用する第九十六条の三」との下に「、同項第六号中「一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と、同条第五項」とあるのは「同条第六項」と

を加える。

第百八条第一項中「第百一条」を「第百一条第一項」に改め、「に限る。」の下に「及び次条第二項各号」を加え、同条第二項中「第百一条」を「第百一条第一項」に改める。

第百十条中「第百一条」を「第百一条第一項」に改める。

第百二十二条第一項中「年二・八パーセント」を「年二・七パーセント」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の財務規則第百二十二条第一項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する契約について適用し、施行日の前日までに締結した契約については、なお従前の例による。